

## 電力料金および年間点灯時間の表示に関するガイドライン

### 1 目的

このガイドラインは、照明器具における、1キロワット時（1kWh）当たりの電力料金および、年間点灯時間に関する情報を基準化することにより、照明器具及び照明設備の経済的な比較を公平に行えるようにすることを目的とする。

### 2 適用範囲

#### 2.1 対象

一般用照明器具（JIS Z8113（照明用語）の定義による。）

#### 2.2 掲載場所

主に、カタログ、ホームページなど（施主への提案書等、個別の指定等がある場合は除く）

### 3 電力料金

#### 3.1 住宅用照明器具

##### 3.1.1. 電力料金の目安単価

住宅用照明器具を使用する場所での照明経済計算に用いる電力料金は、原則として、全国家庭電気製品公正取引協議会の定める値を用いる。

最新の単価は全国家庭電気製品公正取引協議会ホームページ <https://www.eftc.or.jp/qa/> に記載の値とする。

##### 3.1.2. 表示例

電力料金目安単価●●円/kWh（税込）[●年●月改定]

#### 3.2 非住宅用照明器具

##### 3.2.1. 電力料金

非住宅用照明器具の経済計算に用いる電力料金は、下記のとおりとする。

27円/kWh(税込) または、25円/kWh(税抜)

注) “電力料金目安単価”は表示しないこと。

##### 3.2.2. 表示例

電力料金単価 27円/kWh（税込）[日本照明工業会 ガイド A139]

または

電力料金単価 25円/kWh（税抜）[日本照明工業会 ガイド A139]

#### 4 年間点灯時間

年間点灯時間は、用途により異なるが、原則として表2による

表 2 年間点灯時間

単位 時間／年

使用場所	年間点灯時間
体育館・会議室	1,500 (5 時間／日)
事務所・工場 (一般)・店舗	3,000 (10 時間／日)
工場 (2 交替)	5,000 (17 時間／日)
工場 (全日操業)	8,000 (約 24 時間／日)
グラウンド	600 (3 時間／日)
道路	4,000 (11 時間／日)
住宅 (居間)	2,000 (5.5 時間／日)

# 解 説

## 1 制定改正の経緯

「技術資料 114-1996 照明経済計算方法」は、照明器具及び照明設備の経済的な比較を公平に行えるようにすることを目的として制定された。しかし、発行以来20年以上が経過して記載数字が陳腐化しつつあり、また、照明のLED化とともに照明経済計算方法そのものが変わってきているため、新たに本ガイドを制定することとなった。

昨今、各社のカタログ等における照明経済計算は、照明のLED化により、1キロワット時（1kWh）当たりの電力料金×年間点灯時間から求めた使用時の電力費を比較することが主流となっていることを踏まえ、電力料金および年間点灯時間の表示に関するガイドとすることとした。

## 2 技術資料 114-1996 からの主な改正点

### 2.1 電力料金

- 住宅照明分野においては、全国家庭電気製品公正取引協議会が定めるものを用いた。
- 非住宅照明分野では、2019年9月現在での、委員各社のカタログ表記を基に、当小委員会にて決めた。当表示はカタログ等に用いられるものであり、顧客への見積り等に用いられる場合は顧客ごとに契約料金等を確認していただきたい。

### 2.2 年間点灯時間

- 体育館、会議室、事務所、店舗、工場：JISC8105-1：2017 解説ガイドに使用場所の分類項目、項目名等を合わせた。
- グランド：代表的な使用例として、1日3時間点灯、年間200日使用とした。
- 道路：代表的な使用例として、1日11時間点灯、年間365日使用とした。  
また、平成8年度「光害対策による二酸化炭素排出量抑制効果に関する調査報告書」（環境庁）の、年間夜間時間の全国平均値4,307時間、照明点灯時間の重み係数1.00（ハイウェイ灯、防犯灯）を参考にした。
- 住宅：使用場所名を JISZ9110：2010 に合わせた。  
代表的な使用例として、1日5.5時間点灯、年間365日使用とした。  
また、1日当たりの点灯時間は、下表の居間および台所より算出した。

表3 照明器具の点灯時間

部屋区分	点灯時間平均（h）	
	戸建住宅	集合住宅
居間	6.59	5.65
台所	4.92	4.92

1993年 JIER-057 エネルギーの有効利用から見た照明 ソフト&ハード（照明学会）より抜粋

一般社団法人 日本照明工業会 ガイドA139  
「電力料金および年間点灯時間の表示に関するガイドライン」  
制 定：2020年 3月 13日  
審議機関：企画委員会（委員長 鹿倉智明）  
立案機関：施設リニューアル小委員会（主査 宮井伸貴）  
住宅リニューアル小委員会（主査 越川俊男）

発行日 2020年 3月 16日  
発 行 一般社団法人 日本照明工業会  
東京都台東区台東4丁目11番4号  
（三井住友銀行御徒町ビル8階）  
電話(03)6803-0501  
(禁 無断複写・転載)